



おばあちゃん
80歳



お父さん
48歳



お母さん
47歳



まもる
高校生

ケロちゃんが行く

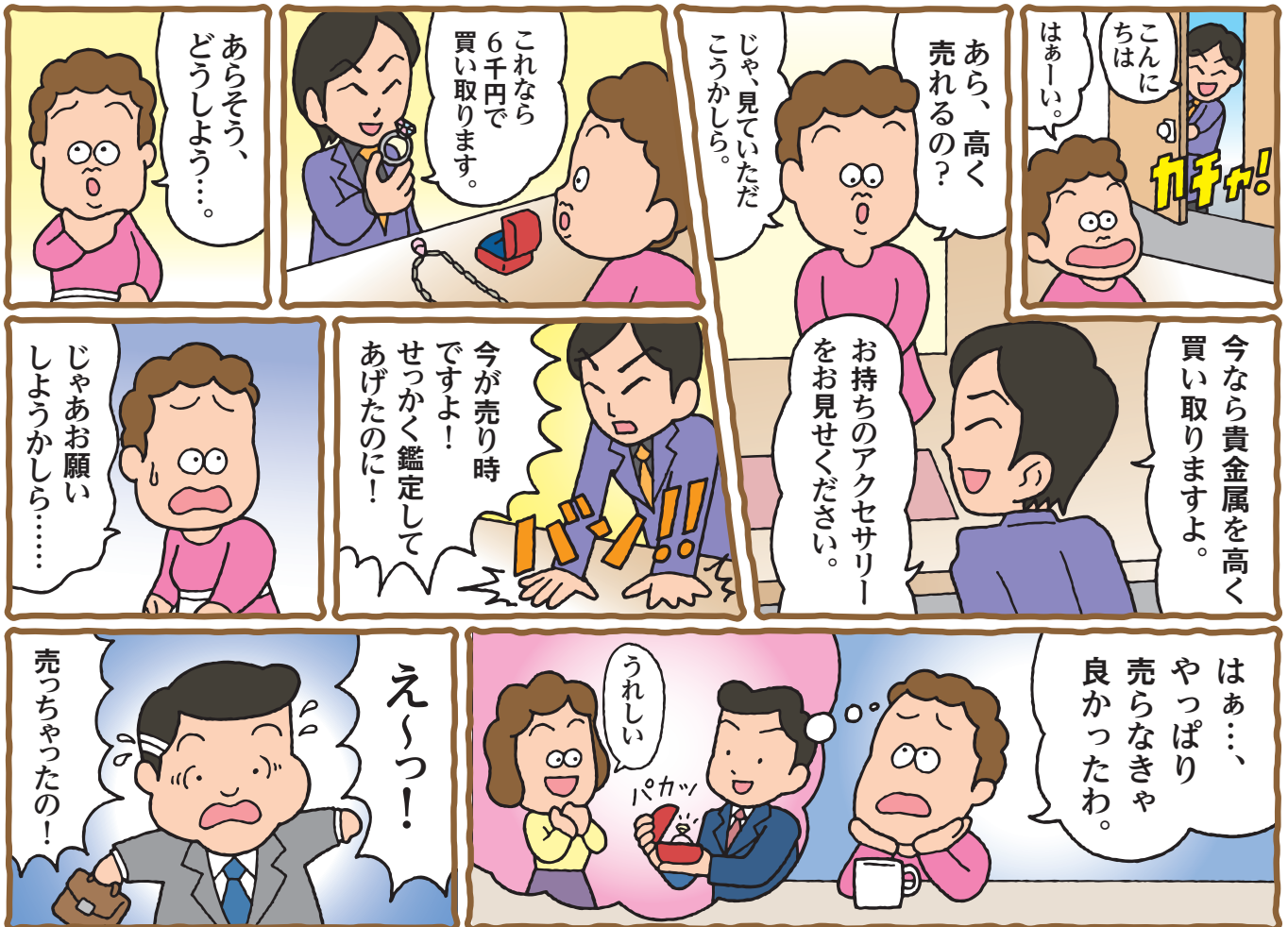
『思い出の指輪が買取された!?』の巻

～強引な訪問買取に注意ケロ～



相談してケロ

山形県消費生活センターキャラクター“ケロちゃん”



消費者トラブルのご相談は
「消費者ホットライン」
188
いやや
188泣き寝入り!と覚えてね
※お近くの消費生活相談窓口につながります

消費生活センター
山形県 023-624-0999
(県庁2F)
最上総合支庁 0233-29-1370
置賜総合支庁 0238-24-0999
庄内総合支庁 0235-66-5451
お住まいの市町村でも
消費生活相談を受け付けています



25年2月から改正法が施行されました。
押し買いにもクーリング・オフが使えます。

ワンポイントアドバイス!

- 購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。
- 事前に、購入業者の名称、買い取ってもらう物品の対象をしっかりと確認しましょう。買い取りの勧誘を承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。
- 申し込んでいないのに、購入業者が買い取り目的で消費者宅を訪問することは禁止されています。
- ※電磁的方法…代表的な例としては、電子メールのほか、USBメモリ等の記録媒体や事業者が自社のウェブサイトにて設けるクーリング・オフ専用フォーム等により通知を行う場合が挙げられます。また、FAXを用いた通知も可能です。